

2020年1月6日からハローワークの利用方法が変わります

2020年1月6日に、ハローワークのシステムとハローワークインターネットサービスが新しくなります。

ポイント① 新しい求人票で、求人情報がより充実します

ポイント② 新サービス「求職者マイページ」で、お仕事探しがより便利になります

労働条件やPR情報など求人情報が充実します

- **求人票の様式が変わり、労働条件やPR情報など求人情報がより詳細**になります。
- **ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンからインターネットを通じて、ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）と同じ情報を見ることができるようになります。**
- ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）の操作方法が、**タッチパネル式からマウス・キーボード式に変わり、フリーワード検索などさまざまな条件で検索**できるようになります。
- 公的職業訓練（ハロートレーニング）なども検索できるようになります。

新求人票イメージ（表）

新求人票イメージ（表）の概要：求人票（フルタイム）の表紙部分。求人番号、職種、給与、勤務地などの情報が記載されています。

（裏）

新求人票イメージ（裏）の概要：求人票の裏面部分。業務内容、労働条件、応募方法などの詳細情報が記載されています。

労働条件など求人情報が両面に掲載されます。

「正社員登用」「受動喫煙対策」「必要なPCスキル」「固定残業代」などの情報が新たに追加されます。

「地図」「画像情報」「事業所PR情報」など、求人票に掲載されない情報も、ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）やハローワークインターネットサービス上で見ることができるようになります。

「求職者マイページ」の開設で、お仕事探しがより便利になります

ハローワークインターネットサービス上に「求職者マイページ」を開設すると、ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから以下のサービスを利用いただけるようになります。

※ 「求職者マイページ」を開設するには、ハローワークへの求職登録が必要です。また、マイページを開設する際、ログインアカウントとして使用するメールアドレスが必要です。ハローワークの窓口でご登録ください。

- **求人**の検索条件や気になった求人**を保存**できます。
- ハローワークでご紹介した求人内容や応募履歴を確認することができます。
- 登録した希望条件や求職番号をいつでも確認できます。
- メッセージ機能により、ハローワークからの紹介で応募した求人企業とやりとりできます。

※ メッセージをやりとりできるのは、応募した求人企業が「求人者マイページ」を開設している場合にに限られます。

＜マイページ開設手順＞

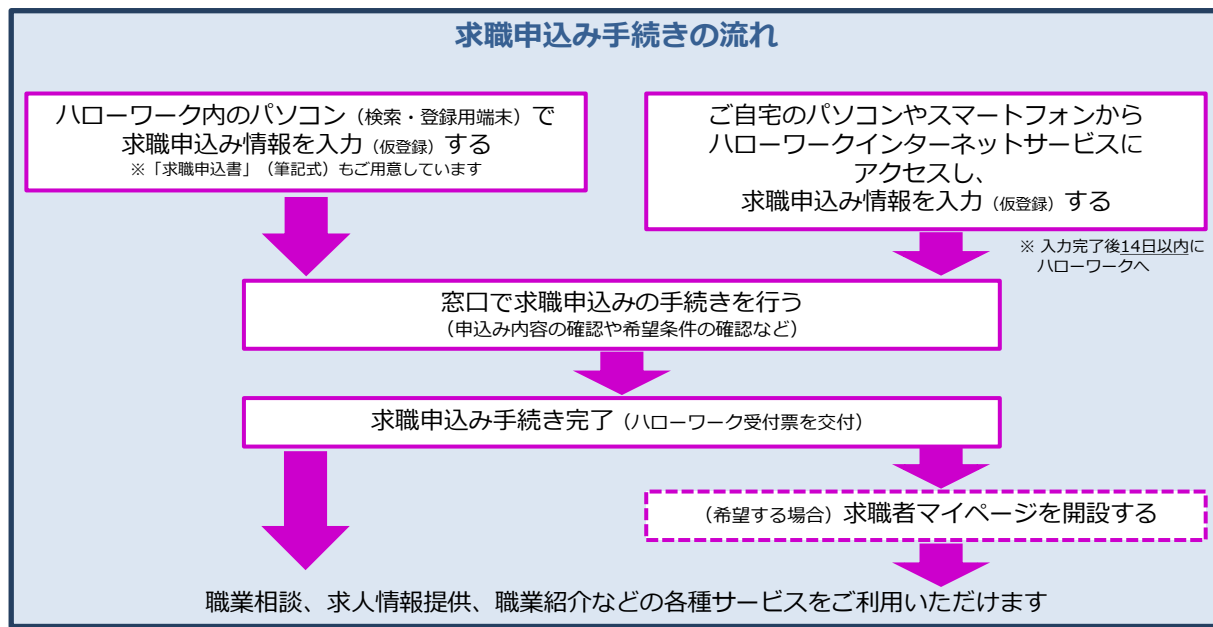


求職の申込み方法が変わります

- **ハローワーク内に設置されたパソコン**（検索・登録用端末）で、**求職申込み情報を入力（仮登録）**できるようになります。
※ 求職申込書（筆記式）もご用意しています。
- **ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンからでも、求職申込み情報の入力（仮登録）**ができるようになります。
正式なお申込みには、最寄りのハローワークにお越しいただく必要があります。
ご自宅などで事前登録することで、ハローワークにお越しになられた際によりスムーズにお手続きできます。
※ 雇用保険受給手続きなど、住所を管轄するハローワークでしか行えない手続きもあります。
※ 求職申込み情報の入力（仮登録）完了後14日以内（期限日が閉庁日の場合は前閉庁日まで）にハローワークにお越しください。
- 現在、ハローワークをご利用（求職登録）いただいている場合は、2020年1月以降にあらためて手続きする必要はありません。

求職申込み情報の入力画面イメージ

求職申込み手続きの流れ



※ 入力完了後14日以内にハローワークへ

現在、求職公開サービスを利用されている皆さまへ

- 現在ご利用いただいている求職公開サービスは、2019年12月末をもって終了します。
- 2020年1月6日から、新たなサービスが始まります。ハローワークインターネットサービスを通じて、求人企業に対してあなたの経歴や専門知識、資格や希望条件などをアピール（求職公開）できるようになります。求人企業に対してどのような情報を公開するかはご自身で選択することができます（氏名や連絡先など個人が特定できる情報は公開されません）。
- ご希望の方は、2020年1月6日以降、窓口にお申し出ください。

